

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月30日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第30号

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等支給規則（昭和45年佐賀県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成21年度減額改定対象職員(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成21年佐賀県条例第46号)附則第3項に規定する減額改定対象職員をいう。<u>次条第3項第2号において同じ。</u>)であった者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成21年佐賀県条例第46号。以下この項において「平成21年改正条例」という。)の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成21年改正条例第7条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成17年佐賀県条例第72号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。</p> <p>(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日</p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成21年度減額改定対象職員(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成21年佐賀県条例第46号)附則第3項に規定する減額改定対象職員をいう。)であった者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成21年佐賀県条例第46号。以下この項において「平成21年改正条例」という。)の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成21年改正条例第7条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成17年佐賀県条例第72号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。</p> <p>(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日</p>

改正前	改正後
<p>までの間にある職員(その日に平成22年度減額改定対象職員(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成22年佐賀県条例第33号)附則第3項に規定する減額改定対象職員をいう。<u>次条第3項第3号</u>において同じ。))であった者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成22年佐賀県条例第33号。以下この項において「平成22年改正条例」という。)の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成22年改正条例第7条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成17年佐賀県条例第72号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。</p> <p>(6) 前項各号に定める日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成23年度減額改定対象職員(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成23年佐賀県条例第31号)附則第3項に規定する減額改定対象職員をいう。<u>次条第3項第4号</u>において同じ。))であったものに限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成23年佐賀県条例第31号。以下この項において「平成23年改正条例」という。)の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成23年改正条例第4条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成17年佐賀県条例第72号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。</p>	<p>までの間にある職員(その日に平成22年度減額改定対象職員(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成22年佐賀県条例第33号)附則第3項に規定する減額改定対象職員をいう。))であった者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成22年佐賀県条例第33号。以下この項において「平成22年改正条例」という。)の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成22年改正条例第7条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成17年佐賀県条例第72号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。</p> <p>(6) 前項各号に定める日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成23年度減額改定対象職員(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成23年佐賀県条例第31号)附則第3項に規定する減額改定対象職員をいう。<u>次条第3項第1号</u>において同じ。))であった者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成23年佐賀県条例第31号。以下この項において「平成23年改正条例」という。)の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成23年改正条例第4条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成17年佐賀県条例第72号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。</p> <p>(7) 前項各号に定める日が平成28年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成28年度減額改定対象職員(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年佐賀県条</p>

改正前	改正後
<p>4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号から第6号までの規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。</p>	<p><u>例第40号）附則第3条に規定する減額改定対象職員をいう。次条第3項第2号において同じ。）であった者に限る。）</u> 前項中「<u>受けていた給料及び</u>」とあるのは、「<u>係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第40号。以下この項において「平成28年改正条例」という。）第2条及び第8条の施行の日における平成28年改正条例第2条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成28年改正条例第8条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第78号）附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた</u>」とする。</p> <p>4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号から第7号までの規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。</p>

改正前	改正後
<p>(2) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項（前項第1号から第3号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と」とあるのは「給料の月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計の2分の1に相当する額と」と、前項第4号から第6号までの規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。</p> <p>(3) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号から第6号までの規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。</p> <p>（特地勤務手当に準ずる手当）</p>	<p>(2) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項（前項第1号から第3号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と」とあるのは「給料の月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計の2分の1に相当する額と」と、前項第4号から第7号までの規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。</p> <p>(3) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号から第7号までの規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。</p> <p>（特地勤務手当に準ずる手当）</p>

改正前	改正後
<p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成21年度減額改定対象職員であった者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成21年佐賀県条例第46号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成21年改正条例第7条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成17年佐賀県条例第72号）附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。</u></p> <p>(2) <u>給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年度減額改定対象職員であった者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成22年佐賀県条例第33号。以下この項において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成22年改正条例第7条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成17年佐賀県条例第72号）附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに給与条例第11条の3第1項に規定する異動</u></p>	<p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p>

改正前	改正後
<p><u>又は公署の移転の日に受けていた」とする。</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成28年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成28年度減額改定対象職員であった者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第40号。以下この項において「平成28年改正条例」という。）第2条の規定の施行の日における平成28年改正条例第2条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成28年改正条例第8条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第78号）附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。</u></p>

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。